課 税 総 所 得 金 額 等 積 算

学	ᡮ	交	名			学 年	•	組・	番	号	年	1 i	番
生	徒	氏	名			学 資	負	担者	氏	名			
1.	令和 3	年中	の総所	得金額									
										=			
2 -	(1)令和	3年	中の調	只税総所得金額()									
	• •				合、「総所得 - 月	听得控除	計」	(計算	結果	・ の干	 ⁻ 円未満切捨)を記入する	 こと。	
2 -	(2) 今利	3年	中の技	そでである ()	0 歳以	上16歳	未洁	Ė			16歳以上19歳未満	击	
				31日現在	- 13X - 71.	. 07320	71 471-				. 0/3% / 7/12 . 0/3%/ 1/1/		
•	, , , , , ,		,, 3										
2	◆和 /	年山	۸ کاال ک	、見込額									
Ι.	₹ 1H ¬	7-1-	U24X21	(<i>)</i> () () () () () () () () () (_			
1 _	/ 4 \ &△ ヒ	- 航温	坎陉尔	(給与所得者の場合	• 1					-a			
-	(1)841-	। । । च	工化化的	(四一万日の物に	1)					-а			_
	収入見	,込金額	額	積	算	収入	\見	込み:	金額		積算 ————		
162	.5万円	<u> </u>		550,000	円	360万円	超	660万	門以	下	の金額×20%+4	40,000円	
162.	5万円超	180万	円以下	の金額×40%-100,	000円	660万円	超	850万	門以	下	の金額×10%+1,	100,000円	
180万	门超	360万	円以下	の金額×30%+80,	円000円	850万日	円超				1,950,000	円	
4 -	(2)必要	経費	(自営	業等の場合						-b			
										•			
5.	令和 4	年総	所得金	額見込 (-	-a又は -	b)							
										=			
6.	所得挖	除額	計(裏	面に内訳を記入して	(ください)								
										•			_
7 -	(1)推計	課税	総所得	 金額 (= `)						0 F	円
7 - (1) 推計課税総所得金額 (
			, , , ,		,						, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
7 -	(2) 今利	14年	中の持	養親族の数()	0 歳以	上16歳	未清	<u> </u>				÷.	
()年齢は令和4年12月31日現在													
	7 1 110		1 .=/ 3										
		1+2	◇ ⊈ጠ ለ ይ	エ帝の細形な四事祭。	いこまニキコレテノ・	たそい							
	አፖር			∓度の課税証明書等だ たす場合は、授業料減		-	1) 	= ਰ					
	(A)			分の1以下であること。	*//C1m2/J322 4//	,,,,,,,,,,,,	~ / 0	~ / 0		lr	(A)	7	
	▮ (B) が98万円に次の金額を加えた額を超えており、 ▮ ┣────── ────												
	(C)			に次の金額を加えた		-				[(B)	-	
				:16歳未満の扶養親旅 L19歳未満の扶養親旅						[(C)	-	
	II.	1 (∪成り人_	LIア沝∥Ⅵ컜食柷♬	ス 八のルリー2	\1 L]				i I	結果		

は令和3年12月31日現在、 は令和4年12月31日現在)

結果

所得控除額(内訳)

種類	人	数	所得控除額(住民	民税)			
社会保険料控除				円			
小規模企業共済等掛金控除				円			
生命保険料控除 (別紙に支払保険料を記載)				円			
地震保険料控除 (別紙に支払保険料を記載)				円			
医療費控除				円			
雑損控除				円			
勤労学生控除(該当の場合26万円)				円			
ひとり親控除(該当の場合30万円)				円			
寡婦控除(該当の場合26万円)				円			
配偶者控除/配偶者特別控除				円			
障害者控除							
その他障害者(人数×26万円)		人		円			
特別障害者控除(人数×30万円)		人		円			
同居特別障害者控除(人数×53万円)		人		円			
	扶養控除 扶養親族の年齢は令和 4 年12月31日現在 生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下の場合に適用						
一般(16歳以上19歳未満) (人数×33万円)		人		円			
特定(19歳以上23歳未満) (人数×45万円)		人		円			
一般(23歳以上70歳未満) (人数×33万円)		人		円			
老人(70歳以上のうち、次の「同居 老親等」以外の者)(人数×38万円)		人		円			
同居老親等(70歳以上のうち、父母等 で同居している者)(人数×45万円)		人		円			
基礎控除			430,000	円			
所得控除額合計				円			

(別紙)

住民税の生命保険料控除額の算定

【新一般生命保険料】

【介護医療保険料】 支払額 控除額 支払額

【新個人年金保険料】

支払額	控除額		

【旧一般生命保険料】

支払額	控除額		

【旧個人年金保険料】

++/ ☆∓	+ウァヘ ウェ
支払額	控除額

控除額

生命保険料控除額計

住民税の地震保険料控除額の算定

【地震保険料】

【旧長期損害保険料】

支払額	控除額		

支払額	控除額		

地震保険料控除額計

(参考)大阪府ホームページ「個人府民税」

https://www.pref.osaka.lq.jp/zei/alacarte/kojnfmin.html

次の区分に応じて計算した控除額の合計額

(一般生命保険料分(AIO契約分+E新契約分))+(C介護医療(聚)料分)+(個人年金保験料分(DIO契約分+E新契約分))

合計限度額70,000円

生命(郑 倹米	排空除

	区分	支払保険料額	控除額
	A 60.44	15,000円以下	支払額の全額
旧契約	A 一般生命保険 D 個人年金保険 平成23年12月31日以前の契約	15,001円~40,000円	支払額×1/2+7,500円
		40,001円~70,000円	支払額×1/4+17,500円
		70,001円以上	35,000円
	B 一般生命保険	12000円以下	支払額の全額
新契約	C 介護医療保険	12,001円~32,000円	支払額×1/2+6,000円
#1 5/C #1)	E 個人年金保険	32,001円~56,000円	支払額×1/4+14,000円
	平成24年1月1日以後の契約	56,001円以上	28,000円

同じ契約内容に日契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとは空線額を計算して合計します。 その場合の限度額は28,000円です。

次の区分に応じて計算した控除額の合計額

(A 地震(槑秧契約分)+(B 長期損害(保険契約等分) 合計限度額25,000円

地震保険料控除

区分	支払保険料	控約額	
A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	
n 和辰林坎	50,001円以上	25,000円	
	5,000円以下	支払額の全額	
B 長期損害保険(※)	5,001円~15,000円	支払額×1/2+2,500円	
	15,001円以上	10,000円	

※長期損害(駅剣こついて)は、平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約に係るものについて適用します。 一つの損害(釈練契約等が、地震(釈練契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該 当するものとして、控除額を計算します。